代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知しなければならないものとすることとした。（第三六条の二関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇計量法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第一七二号）（経済産業省）

1　交流用の電力量計（当該電力量計により計量した電力量の情報を電磁的方式により送信する機能を有する装置を有するものに限る。）について、定格電流が三〇アンペア以下のものの手数料を二八〇円とする等、新たな料金区分を設けることとした。（別表第二第八号関係）

2　この政令は、平成二四年七月一日から施行することとした。

◇原子力損害賠償支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一七三号）（内閣府本府）

1　国庫への納付手続

原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）の国庫への納付金の納付の手続について、分割納付の規定を設けることとした。（第二条関係）

2　借入金及び原子力損害賠償支援機構債の発行の限度額

機構の金融機関等からの借入金及び原子力損害賠償支援機構債の発行の限度額は、改正前の二兆円を四兆円に改めることとした。（第四条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（政令第一七四号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限

特定損害保険契約の保険金額の下限は、六億四、八〇〇万円とすることとした。（第一条関係）

2　担保上限金額の算定の基礎となる金額

特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額としてタンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準を勘案して定める金額は、六、〇九四億六、七一七万八、〇〇〇円とすることとした。（第二条関係）

3　納付金

納付金の金額は、一年当たり、一、五〇〇万円とすることとした。（第三条関係）

4　特定保険者交付金交付契約の解除事由

(一)　超過した場合に特定保険者交付金交付契約の解除の事由となる納付金の納付期限は、当該特定保険者交付金交付契約の締結の日とすることとした。（第四条関係）

(二)　その規定の違反が特定保険者交付金交付契約の解除の事由となる法律は、次のとおりとすることとした。（第五条関係）

(1)　船舶安全法

(2)　船員法

(3)　船舶職員及び小型船舶操縦者法

(4)　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

5　附則

国土交通省組織令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

6　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

内閣府設置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第三十五号

内閣府設置法等の一部を改正する法律

（内閣府設置法の一部改正）

第一条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項中第七号の二を第七号の六とし、第七号の次に次の四号を加える。

七の二　宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七の三　宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の四　多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

七の五　前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第四条第三項第十五号中「第七号の二」を「第七号の六」に改める。

第十三条第五項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　内閣府に、前項の副大臣のほか、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

第十四条第五項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　内閣府に、前項の大臣政務官のほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。

第三十七条第二項中「別に」を「第一項に定めるもののほか、別に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「本府」を「前項に定めるもののほか、本府」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

本府に、宇宙政策委員会を置く。

第三十八条を次のように改める。

（宇宙政策委員会）

第三十八条　宇宙政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内閣総理大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ　宇宙開発利用に関する政策に関する重要事項

ロ　関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する重要事項